

東 灘 警 察 署

駐車監視員活動ガイドライン

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの業務を行う者のことであり、法律上の資格が必要とされています。(反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。)
本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、自動二輪車等を含む放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、本ガイドラインの範囲内となりますが、本ガイドラインの範囲外であっても、次の事項に該当する場合は、警察署長の指示に従い確認事務を行うことが出来ます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質・危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催事等により駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

重点路線

最重点路線

| 路線 (区 間) | 重点時間帯 |
|------------|--------|
| 国道2号(管内全線) | 8時～22時 |

重点路線

| 路線 (区 間) | 重点時間帯 |
|---------------------------------|--------|
| 市道長田楠日尾線(山手幹線) | 8時～22時 |
| 市道弓場線(阪急御影駅西交差点～御影本町3丁目交差点) | 8時～20時 |
| 市道魚崎幹線(十二間道路)(岡本7丁目交差点～東魚崎大橋北詰) | 8時～20時 |
| 港湾道路(向洋町中1丁目交差点～六甲アイランド交番前交差点) | 8時～20時 |
| 市道鳴尾御影線(管内全線) | 8時～20時 |

重点地域

最重点地域

| 地 域 | 重点時間帯 |
|---------|--------|
| JR住吉駅周辺 | 8時～22時 |

重点地域

| 地 域 | 重点時間帯 |
|------------------------|--------|
| JR摂津本山駅・阪急岡本駅周辺 | 8時～22時 |
| 阪神御影駅周辺 | 8時～22時 |
| 阪急御影駅周辺 | 8時～20時 |
| 阪神住吉駅・阪神魚崎駅・神戸新交通魚崎駅周辺 | 8時～20時 |
| 阪神深江駅・阪神青木駅周辺 | 8時～20時 |
| 甲南大学・西岡本地区周辺 | 8時～20時 |
| JR甲南山手駅周辺 | 8時～20時 |
| 神戸新交通アイランドセンター駅周辺 | 8時～20時 |

自動二輪・原付重点地域

| 地 域 | 重点時間帯 |
|---------|--------|
| JR住吉駅周辺 | 8時～22時 |

